

第2回 専門研修ワーキングチーム(地域保育)に対する意見書

平成26年9月26日

有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所  
尾木まり

1. 専門研修(地域保育)カリキュラム案について

- (1) 子育て支援員として最低限身につけておくべき知識、技術、倫理等については基本研修で習得することを前提とする。
- (2) 地域型保育事業に含まれる3事業については、地域型保育事業の専門研修として一体的に実施可能と考える。

P.5~10については、それぞれの科目を

地域型保育事業の概要	60分
地域型保育の保育内容	120分
地域型保育の運営と管理	60分
保護者への対応	90分
見学実習オリエンテーション	30分
見学実習	( )日

とすることが考えられる。

見学実習については、現場には実習受入担当者はおらず、保育に支障を来さない範囲での見学になる。  
また、小規模な場合、保育を受ける子どもたちへの影響も大きいことから、頻発に見学者が訪問することは望ましくないため、研修受講者がすべての事業への訪問が必要かは検討の余地がある。

その上で、地域保育コースを

子育て支援員（地域型保育コース）

子育て支援員（一時預かりコース）

子育て支援員（ファミリー・サポート・センターコース） の3類型にすることが考えられる。

(3) 研修の時間数について

研修の時間数が適度に抑えられることについて一定の必要性は認められるが、前回も述べたように、本来保育士が担うことが期待される事業に、子育て支援員が従事するにあたり、最低限必要な研修内容が満たされているかどうかを重視すべきと考える。

フォローアップ研修、現任研修については、一定期間の実践後に研修を受講することにより、理解が促進されることは認められるが、子育て支援員制度の枠組みで、現任研修まで義務づけができないことに留意すべきと考える。

(4) 子育て支援員としての登録に関して

研修受講者の事情により、一時期に全研修科目を受講できない場合が多々ある。さらに、研修の機会が少ない場合は、修了できない場合もある。子育て支援員の全体的な枠組みに関することであるが、必要科目修了時まで子育て支援員(〇〇コース)の登録証の発行はされないと考えられることから、雇用者側が研修修了済みか一部未受講科目があるかどうかの確認ができるように、修了者には登録番号等の発行をすることが必要ではないか(研修受講済の場合は登録番号を持つ)。

## 2. 現行の家庭的保育事業における研修の取扱いに関して

### (1) 既存の保育従事者、保育補助者について

- ①すでに家庭的保育事業基礎研修を修了済みの場合は、引き続き継続可能とすることは当然の対応である。ただし、本人が子育て支援員としての登録を希望する場合は、家庭的保育事業基礎研修の受講修了証等で受講済科目を確認の上、子育て支援員研修制度のうち、未受講の科目について受講修了すれば、子育て支援員登録ができるようにする。
- ②子ども・子育て支援新制度施行後の一定期間は家庭的保育事業の基礎研修で対応することには賛成。その場合も、子育て支援員としての登録を希望する場合は①と同様の対応をする。
- ③一時預かり事業の保育従事者の研修については、新制度に伴う義務づけであることから、既存の保育従事者については、勤務しながらの受講は困難なことから、一定の経過措置が必要と考える。

### (2) 保育士資格保有者について

保育士資格を保有するものが、従事者・補助者としてのみ従事することを希望する場合は、子育て支援員の基本研修を受講しなくても当該事業の専門研修、または、家庭的保育事業基礎研修を受講すればよいことにする。

### (3) 研修受講済の人のコース変更に関して

未履修の科目を受講する必要があるが、従事しなくなった日から起算しておおむね5年間以上経験していない場合は科目免除なしとする案には、基本賛成ではあるが、一方で研修受講後に一度も勤務したことのない方の研修受講の有効期限も5年間ということにならないか？

### (4) 「3について」の子育て支援員としての従事期間を家庭的保育事業の認定研修における保育実習(Ⅱ)の免除対象の検討については、地域保育コースの事業に従事した期間ではなく、地域型保育事業に従事した期間とすべきではないか。免除の対象とする従事期間についてはその従事状況を確認できる客観的証拠が必要となる。